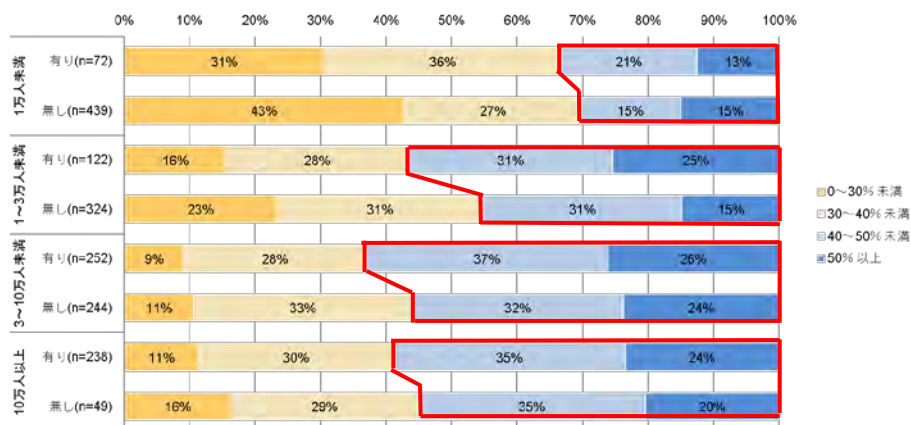


る対象者でも購入しやすいように訪問販売を行った市区町村もあった。ある市区町村からは、「深夜帯を除く夜間や休日でも販売できることと、広い駐車場があるという利便性を求めて、スーパーとドラッグストアを販売場所とした」という工夫の声も聞かれた。

このように、時間的・地理的な制約を考慮し、対象者が商品券を購入しやすい環境を整備することは、その前提となる申請行動のハードルを下げる効果があったものと推測される。

【図 10：土日の商品券販売の有無と申請率の関係】



## 5. 事業の総括

本事業は、消費税率引上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の税率引上げ直後における負担緩和と地域における消費の下支えという目的で実施されたものである。実際に商品券を購入・利用した者の大半が負担緩和・消費下支えを実感しているというアンケート調査の結果を踏まえると、政策目的に基づいた効果は一定程度発揮されたものと考えられる。

また、商品券を購入・利用しやすくするための各種の仕組み上の工夫（分割購入、額面小口化、幅広い店舗での利用）も大半の利用者に支持されており、上記の効果を発現するうえで重要な役割を果たしたと考えられる。

他方で、対象要件を充たす方であっても、申請や購入などの手続きを面倒だと感じたことや、期限内に使い切れるかの不安もある中で前払い方式の商品券を購入することへの抵抗感を感じたこと等を理由として、要件を充たす方の全員が商品券を購入する結果ではなかった。

さらに、対象者限定かつ利便性の高い仕組みとしたことの裏表の関係として、相応の事務コストが生じた。特に、対象者の抽出、販売・換金体制の確保等に係る経費、すなわち、「対象者を限定した紙の商品券」という事業の実施方式であるがゆえの経費が大きなウェイトを占めた。

以上のように、本事業については、総じてみると、利用者の満足度が高く、消費税率引上げに伴う影響を緩和するための事業として一定の役割を果たしたものと考えられるが、他方で、対象者を限定した商品券事業であるうえでは、対象者の要件充足性の確認や購入に際する手続きが必要であること、対象者の中には手元現金への選好が高く、前払い方式の商品券の購入を希望しない方も存在すること、また、相応の経費が生じることについては、今後、類似の施策を検討する場合には十分な留意が必要であることが示唆される結果であったといえよう。事業目的等の合理性や利用者利便性の確保と、そのために生じるコストのバランスについては、新型コロナウイルス感染症を契機に、政府としてより一層集中的に取り組んでいるデジタル化推進の状況等も踏まえ、例えば商品券の発行や各種手続きを電子化し、より効率的なものにするなど、改善の余地が残されているものと考えられる。

プレミアム付商品券事業の評価・検証にあたっては、アンケート調査に回答いただいた対象者の方々やヒアリングに応じていただいた市区町村、専門的知見を有する有識者の方々から多大なる御協力をいただいた。この場を借りて、改めて御礼申し上げる。

## 卷末資料

# ①消費税率引上げに伴う対応の概要

「消費税率引上げに伴う対応」の概要

### 基本的考え方

○消費税率については、法律で定められたとおり、2019年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定  
 ○前回の3%引上げ時の経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、全力で対応  
 ①臨時・特別の措置を講ずる2019・2020年度予算を通じて、各措置の規模・実施時期をバランスよく組み合わせ、全体としての財政規律を堅持  
 ②各措置の目的を明確化  
 ③未来及び経済構造改革に資する観点も十分踏まえて対応  
 ○消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすい広報の実施

### 消費税率引上げによる影響と対応

今回の消費税率引上げによる経済への影響は、幼児教育無償化等の措置により**2兆円程度**に抑えられる。これに対し、新たな対策として**2.3兆円程度**を措置。経済への影響を十二分に乗り越える対策とする。

消費税率の引上げの影響	負担増	負担軽減
消費税率の引上げによる負担増が国・地方で+5.7兆円程度(1%当たり287兆円程度)	5.7兆円程度	-
軽減税率制度の実施	-	1.1兆円程度
昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保	0.6兆円程度	-

5.2兆円程度の負担増

幼児教育の無償化、社会保障の充実による支援	受益増
幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支授給付金の支給等	2.8兆円程度
消費税率負担増に対する診療報酬等による補てん等	0.4兆円程度

3.2兆円程度の受益増

消費税率引上げに対応した新たな対策	予算規模等
臨時・特別の予算措置 ポイント還元、プレミアム付商品券、すまい給付金、次世代住宅ポイント制度、防災・減災、国土強靱化等	2兆円程度(国費)
税制上の支援 住宅ローン減税の拡充、自動車の取得時及び保有時の税負担の軽減	0.3兆円程度(減税)

2.3兆円程度の措置

経済への影響を2兆円程度に抑制

2.3兆円程度の措置  
経済への影響を十二分に乗り越える対策

(注) 計数調査中

## ②「経済政策の方向性に関する中間整理」の抜粋

・「経済政策の方向性に関する中間整理」（平成30年11月26日）

（未来投資会議 まち・ひと・しごと創生会議 経済財政諮問会議 規制改革会議）

### 第4章 消費税率引上げに伴う対応等

#### ＜低所得者に対する支援策＞

##### 3. 低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券

消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、低所得者・子育て世帯（0～2歳児）に対し、2019年10月から一定期間に限り使用できるプレミアム付き商品券を発行・販売する。

プレミアム付き商品券は市区町村が発行・販売し、国がプレミアム分について財政支援を行うとともに、事業の実施にあたっては、額面を小口に設定することをはじめ、利用者の利便性を高める工夫を検討する。

使用対象区域は当該市区町村とし、商品券を使用できる対象企業は制限しないことを基本とする方向で検討する。市区町村をはじめとする地方の協力が不可欠であることから、事務・費用の両面でできる限り効率的な支給方法とするとともに、可能な限り事業の実施に当たり、市区町村の裁量を高めることを検討する。

### ③プレミアム付商品券事業の概要

## プレミアム付商品券事業について

- 消費税・地方消費税の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和**するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を**国が全額補助**。

### 1. 購入対象者 → 約2,450万人が対象（非課税者分：2,100万人強、子育て世帯分：300万人強）

(1) **2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。

(2) **学齢3歳未満の子（2016.4.2～2019.9.30（注）までの間に生まれた子）が属する世帯の世帯主**

（注）消費税・地方消費税引上げ日の前日

## 2. 制度概要

● **購入限度額**：①上記1.（1）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）

②上記1.（2）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）×3歳未満の子の数

※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）

● **割引率**：**20%**（**プレミアム補助額**：**5千円**）

● **使用可能期間**：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）

● **取扱事業者**：**市区町村内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：500円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など**自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し**。

## 3. 予算

- 31年度予算：**1,723億円**（事業費（プレミアム分）：1,225億円、事務費：498億円） ※30年度2次補正予算に96億円（事務費）を別途計上

# ④申請書のイメージ

様式1

(表面) **〇〇市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書**

市区町村  
受付印

平成31年1月1日時点の住民票所在市区町村	
市区町村長殿	

1. プレミアム付商品券の購入引換券の交付を希望する方(申請・購入対象者)は、以下に氏名等を記入して下さい。

	記入日	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日		現住所 (購入引換券の送付先)
	男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日		日中に連絡可能な電話番号 ( )
※ 上記の記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、購入対象者1人につき額面2万5千円分のプレミアム付商品券を2万円で購入できる購入引換券の交付を申請します。				平成31年1月1日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 上記1.の申請・購入対象者の家族等(申請・購入対象者同一の世帯に属する方)のうち購入要件を満たす方で、当該1.の申請・購入対象者と併せて申請を行うことを希望する方は、以下に氏名等を記入してください。

上記1.の申請・購入対象者(以下及び裏面において【a】といいます。)が、【a】同一の世帯に属する購入対象者(以下及び裏面において【b】といいます。)を代表して、代理申請する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、【b】は、それぞれの記名(楷書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、【a】に申請を委任するものとします。)

	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
1		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
2		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
3		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
4		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
5		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日

\* 氏名欄等が足りない場合は、裏面に記入してください。

3. 平成31年1月1日時点で、上記1.の申請・購入対象者の方が、親族等から生活の支援を受けている(扶養されている)場合は、下の欄に生活の支援を行っている方(扶養者)の氏名等を記入してください(該当がない場合は記入不要です。)

扶養者	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成31年1月1日時点の住民票所在地
		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )

上記の記名(楷書)をもって下記事項に誓約・同意します。  
 (1) 平成31年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がありません。  
 (2) 上記1.の申請・購入対象者に関するプレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等を審査するため、市区町村が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料(税務情報を含む。)の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。  
 (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(市区町村から連絡がある場合があります。)

記入日 年 月 日

4. 1.の申請・購入対象者を代理して、1.、2.について申請を行う場合は、以下に代理人等が氏名等を記入してください。  
(代理による申請を行わない場合には、記入不要です。)

	記入日	年	月	日
代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人性別	代理人生年月日	
		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、プレミアム付商品券の購入引換券の交付申請を委任します。				代理人住所 電話 ( )
				申請・購入対象者



様式1(裏面)

(裏面)

2. (表面の続き)

【a】が、【b】を代表して、代理申請する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください(この場合、【b】は、それぞれの記名(楷書)をもって下段の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、【a】に申請を委任するものとします。)

	(フリガナ)	性別	生年月日
	氏名		
6		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
7		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
8		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
9		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
10		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
11		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
12		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
13		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
14		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
15		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
16		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
17		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
18		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
19		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日
20		男・女	明治・大正・昭和・平成・〇〇 年 月 日

\*氏名欄等が足りない場合は、別の申請様式を使用してください。

「誓約・同意事項」

- (1) 平成31年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がなく、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者に該当しないこと等、プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当します。
- (2) プレミアム付商品券の購入対象者要件の該当性等(2.の購入対象者に係る購入対象者要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市区町村が私について必要な税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(市区町村から連絡がある場合があります。)
- (4) 市区町村が交付決定をした後、申請書の不備による郵送不能等の事由により購入引換券の引渡しが完了せず、かつ、〇年〇月〇日までに、市区町村が申請・購入対象者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (5) 購入引換券の交付後、平成31年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに青色事業専従者及び白色事業専従者に該当すること等プレミアム付商品券の購入対象者要件に該当しないことが判明した場合には、購入引換券、プレミアム付商品券又は使用したプレミアム付商品券のプレミアム相当額を返還します。

<プレミアム付商品券事業実施要領抜粋>

## ⑤購入引換券の見本

様式2

国補助分	〇〇市(町村)プレミアム付商品券購入引換券	再発行不可					
購入者氏名	〇〇市(町村)自治体 公印刷込	市町村の公印管理規程 等に基づき、適宜定めて いただいで差し支えない。					
購入者住所							
購入単位	4000円 (商品券使用可能額 5000円)						
購入回数	5回 ※一度の購入で複数回分購入可能						
(購入時の注意事項)							
<p>この購入引換券は、再発行できませんので、大切に保管してください。</p> <p>身分証明書(免許証、健康保険証、社員証、学生証等)、郵便物など商品券購入窓口来訪者の氏名・住所を確認できるものをお持ちください。</p> <p>また、ご家族が同一世帯の他のご家族の購入引換券により商品券を購入することができます。その際には商品券購入窓口で、ご家族との続柄を申し出てください。代理人・使用者等が商品券を購入することもできます。この場合は、被代理人等の購入引換券を提示の上、被代理人等との関係を申し出てください。なお、例えば、代理人等が複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人等への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認させていただく場合があります。</p> <p>商品券購入の際は、お釣りの出ないようご準備ください。</p>							
(市(町村)域外転出者の方へ)							
<p>本購入引換券は、以下の購入確認欄の未押印欄数に応じ、お住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます(例えば、転出前に確認印が2つ押されていた場合には、転入先では同じく確認印が2つ押された転入先の購入引換券と交換できます。この場合、転入先では購入単位3つ分、商品券が購入可能です。)。また、交換時の注意事項は上の「購入時の注意事項」と同様です。</p>							
【購入確認欄】 国の定める方法以外の方法による購入確認欄の訂正は無効です。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; height: 100px;"></td> <td style="width: 20%; height: 100px;"></td> <td style="width: 20%; height: 100px;"></td> <td style="width: 20%; height: 100px;"></td> <td style="width: 20%; height: 100px;"></td> </tr> </table>							
※ 購入引換券交付後、購入対象者要件に該当しないことが明らかとなった場合には、本購入引換券を返還いただきます。							

(〇〇市(町村)使用欄)

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

<プレミアム付商品券事業実施要領抜粋>